明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通一）　一
○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（国土交通四〇）　二
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（国家公安委一六）　四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一六四）　四
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（財務・農林水産・経済産業五）　五
○特定輸入自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領を定める件（国土交通六二三）　五
○低排出ガス車認定実施要領及び自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する件（同六二四）　五
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了、公立学校共済組合定款の一部変更・役員の退職及び就職、企業年金基金設立関係　一二
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一九

省令

○経済産業省・国土交通省令第一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省・運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則	附　則
1　（略）	1　（略）
2　国土交通大臣は、当分の間、次に掲げる者から、国土交通大臣が告示で定めるところにより申請があつた場合には、国土交通大臣が告示で定める方法により、法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値を算定することができる。	2　国土交通大臣は、当分の間、特定エネルギー消費機器である自動車のうち国土交通大臣が告示で定めるものの製造若しくは輸入の事業を行う者又は第一条の規定に基づくエネルギー消費効率を算定した型式指定自動車と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である自動車について当該型式指定自動車に係る道路運送車両法第七十五条第一項の申請をした者から、国土交通大臣が告示で定めるところにより申請があつた場合には、国土交通大臣が告示で定める方法により、法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値を算定することができる。
一　特定エネルギー消費機器（法第七十八条第一項に規定する特定エネルギー消費機器をいう。次号において同じ。）である自動車のうち国土交通大臣が告示で定めるものを製造し、又は輸入する事業を行う者	（新設）